

減免申請書の作成について

○注意事項

- ・ 算定期間末日の事業所床面積（非課税、特例控除床面積も含む）に対する被害床面積の割合で減免の割合を決定します。減免の対象となる床面積は、非課税、特例控除を除いた課税標準床面積（第4号様式の⑨）に減免の割合を乗じて算出します。
- ・ 事業所の中には非課税、特例控除床面積に該当する場合がありますが、被害床面積の算出に当たっては、それらの該当に関係なく被害を受けた床面積を算出してください。必ず図面を添付し、被災部分をマーカーの上、床面積（㎡）を記載ください。
- ・ 水害により期間の途中で廃止した事業所については、算定期間末日に存在しないため減免の対象とはなりません。他の事業所床面積で免税点判定を超える場合は、減免ではなく通常の廃止と同様の月割課税となります。
- ・ 公共インフラ等事業所用家屋以外の被害により間接的に使用不能となった場合は、減免の対象とはなりません。

○減免対象事例

8月決算法人（9/1～8/31）、従業者給与総額：515,890,000円

（資産割）

	事業所	事業所床面積	被害床面積	非課税 特例控除 床面積	課税標準床面積
通年 使用	A	1,000 ㎡	500 ㎡	50 ㎡	$(1,000-50) = 950 \text{ ㎡}$
	B	1,500 ㎡	700 ㎡	100 ㎡	$(1,500-100) = 1,400 \text{ ㎡}$
	C	800 ㎡	800 ㎡	50 ㎡	$(800-50) = 750 \text{ ㎡}$
中途 新設	D 6月新設	300 ㎡	0 ㎡	20 ㎡	$(300-20) \times 3 / 12 = 70 \text{ ㎡}$
	E 7月新設	250 ㎡	0 ㎡	0 ㎡	$250 \times 2 / 12 = 41.66 \text{ ㎡}$
中途 廃止 ※	F 4月廃止	500 ㎡	0 ㎡	50 ㎡	$(500-50) \times 7 / 12 = 262.5 \text{ ㎡}$
	G 4月廃止	400 ㎡	0 ㎡	30 ㎡	$(400-30) \times 7 / 12 = 215.83 \text{ ㎡}$

※水害による廃止の場合でも、通常廃止と同様の月割計算とし、減免対象の被害床面積には含めない。



算定期間末日での事業所床面積	3,850 ㎡ $(1,000 + 1,500 + 800 + 300 + 250)$
被害床面積	2,000 ㎡ $(500 + 700 + 800)$
課税標準床面積	3,689.99 ㎡ $(950 + 1,400 + 750 + 70 + 41.66 + 262.5 + 215.83)$
被害の程度	51.95% $(2,000 / 3,850 \times 100)$
減免の割合	資産割の 10 分の 7
減免される課税標準床面積	2,582.99 ㎡ $(3,689.99 \text{ ㎡} \times 7 / 10)$

a 当初課税額 3,503,719 円 $(3,689.99 \text{ ㎡} \times 600 \text{ 円} + 515,890,000 \times 0.25\%)$

b 減免対象税額 1,549,794 円 $(2,582.99 \text{ ㎡} \times 600 \text{ 円})$

a-b 減免後の税額 1,953,900 円（100 円未満切捨）